

平成 28 年 8 月 吉日

関 係 各 位

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金
受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給促進に
係るポスター等の設置への協力依頼について

本年 3 月から実施した高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の広報については、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、平成 28 年 6 月末時点で 930 万人の方に支給することができております。

さて、高齢者向け給付金の広報の御依頼文書の文末でも触れましたが、政府においては、平成 26 年 4 月に実施した消費税率引上げによる所得の少ない方への影響を緩和するために、平成 28 年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を支給し、併せて、「一億総活躍社会」の実現に向けて、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方へ「障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給することとしております。

厚生労働省においては、上記の 2 つの給付金についても支給事務を担当いたしますが、給付金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、引き続き関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスター・チラシの設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、ポスター・チラシの設置について、引き続き、御協力を賜れば幸いです。

なお、今回の給付金のポスター・チラシの設置期間については、本年 9 月頃から 12 月頃まで御対応をお願いしたいと存じます。（今回の給付金の申請受付期間は、各市町村によって異なっており、厚生労働省の特設ホームページ（「カクニンジャ」で検索）で市町村ごとに確認できますので、御参照いただけますと幸いです。）

また、現在御対応いただいている高齢者向け給付金のポスター・チラシについては、各市町村の申請受付期間がおおむね終了しておりますので、御面倒をお掛けいたしますが、適宜、撤去していただきますようお願いいたします。

※ 今回のゆうメールは、各地方厚生局のホームページに掲載されている医療機関一覧表の情報をもとに、送付させていただきました。

(担当者連絡先)

厚生労働省 簡素な給付措置支給業務室 安西
電話 03-5253-1111 内線 2129